

中国四国農政局

平成21年6月10日

## 農業農村整備直轄工事における施工体制確認型総合評価落札方式の運用について

「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続きについて及び低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行についての一部改正について」（平成20年3月31日付け大臣官房経理課長通知（以下、「総合評価落札方式に係る経理課長通知」という。））が発出され、農業農村整備事業直轄工事における施工体制確認型総合評価落札方式の運用を行ってきたところであるが、入札・契約における一層の透明性及び競争性の確保、公共工事の品質確保の促進を図る観点から、下記事項について試行運用することとしたので、適切に実施願いたい。

### 記

#### （1）高度技術提案型への施工体制確認型方式の適用について

「平成20年度農業農村整備直轄工事に関する総合評価落札方式の運用について」（平成20年4月1日付け農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）により、標準型総合評価落札方式及び簡易型総合評価落札方式について施工体制確認型方式を適用してきたところであるが、高度技術提案型総合評価落札方式においても施工体制確認型方式を導入することとし、工事の品質確保に努めること。

## (2) 施工体制の確認について

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)に満たない者に対して行う施工体制確認については、上記の総合評価落札方式に係る経理課長通知第7.1に基づき適切に実施するものとするが、さらに、調査基準価格以上の価格で申し込みを行った者についても、直ちに入札説明書等に記載された要求要件を確実に実施できる施工体制が整っているとの評価をするのではなく、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合(調査基準価格の構成比である直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の70%、一般管理費の30%のいずれかを下回った場合など)には、必要に応じて追加資料の提出を求め、品質確保の実効性及び施工体制確保の确实性を慎重に確認すること。

## [ 別紙 2 ]

### 施工体制確認のための追加資料等について

#### 1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の ~ に掲げる額に、100分の105を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

#### 2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格に満たないときは、様式1～様式17までのすべての資料提出を求めるものとする。

(ただし、様式3はコスト縮減を申し入れる者のみとする)

なお、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合は、必要に応じて追加資料(追加資料様式1～17)の提出を求め、施工体制を確認する場合がある。

また、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合については、様式2-1、2-2及び3までによりコスト縮減額の算定根拠を提出するものとし、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

#### [追加資料様式]

様式1	当該価格で入札した理由
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書
様式2-2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書
様式2-3	一般管理費等の内訳書
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書
様式4	下請予定業者等一覧表
様式5	配置予定技術者名簿
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式8-1	手持ち資材の状況
様式8-2	資材購入予定先一覧
様式9-1	手持ち機械の状況
様式9-2	機械リース元一覧
様式10-1	労務者の確保計画
様式10-2	工種別労務者配置計画
様式11	建設副産物の搬出地
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式13	品質確保体制(品質管理のための人員体制)
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)
様式14-4	安全衛生管理体制の確認(交通誘導員配置計画)

様式 1 5	信用状況の確認（過去 5 年間）
様式 1 6	施工体制台帳
様式 1 7	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

### 3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文 7 の施工体制確認のためのヒアリング、上記 2 の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、追加資料の提出を求められた者が上記 2 の追加資料様式 1 ～様式 1 7 まで提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したのものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

#### (1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

#### (2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を満たさないときは、工物品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については 75%、共通仮設費については 70%、現場管理費については 70%、一般管理費については 30% をそれぞれ乗じて得た金額の合計に 100 分の 105 を乗じて得た金額をいう。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加算する。

#### 【審査項目】

建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式 1 1）

安全確保の体制が構築されると認められるか（様式 1 4 - 1 ～ 1 4 - 4）

その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか  
（様式 1 3 - 1 ～ 1 3 - 3）

#### (3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保の

ための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

**【審査項目】**

下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式2 - 1 ~ 2 - 4、4、16)

提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式8 - 1 ~ 10 - 2)

配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか。(様式5)